

上越市選挙管理委員会告示 第3号

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定めた。

令和5年3月1日

上越市選挙管理委員会

委員長 池 田 明

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和5年3月18日（土）から令和5年4月9日（日）まで